

認定手続開始通知書（名宛人用）

令和 年 月 日
開始通知 第 号
（開始通知書番号）

殿

（税関官署の長） 印

あなた宛到着した国際郵便物は、関税法第69条の11第1項第9号・第9号の2・第10号に掲げる輸入してはならない貨物に該当すると思料しますので、当該貨物がこれらに該当するか否かを認定するための手続（以下「認定手続」という。）を執ることを通知します。

当該貨物が輸入してはならない貨物に該当しないことについて、下記9.に記載されている期限までは、証拠を提出し、意見を述べることができます。輸入してはならない貨物に該当しないことを主張する場合には、同期限までに、その旨を証する書類を提出してください。提出いただく書類の例は、裏面3.に示していますので参照ください。なお、日本語以外の言語で記載された書類については、日本語に翻訳した書類も併せて提出してください。

当該貨物が輸入してはならない貨物に該当すると認定されますと、当該貨物を没収して廃棄することがあります。

記

1. 郵便物番号			
2. 郵便物の種類	通常、 小包、 特殊、 EMS		
3. 差出人（氏名） （住所）			
4. 税関検査提示日 又は申告年月日	令和	年	月 日
5. 疑義貨物	品 名		数 量
6. 権利者の氏名又は名称 及び住所			
7. 知的財産の内容			
8. 認定手続を執る理由			
9. 証拠を提出し、意見を 述べることのできる期限	令和	年	月 日

- (注) 1. 本通知の裏面の説明をよくご確認ください。
2. 不明な点があれば、税関ホームページをご覧ください。下記の連絡先までお問い合わせください。

[税関ホームページ] :
<https://www.customs.go.jp/mizugiwa/chiteki/pages/nintei.htm>

[連絡先] : (税関官署名)
(住所)
(電話番号)
(担当者の官職及び氏名)



(規格A4)

本通知に係る貨物の取扱いについて

1. あなたからの意見等により、貨物が輸入してはならない貨物に該当しない場合は、当該貨物を輸入することができます。
2. 認定手続の結果、次のいずれかに該当する貨物は、輸入することができます。
 - (1) 特許権、実用新案権、育成者権、回路配置利用権については、業として輸入されるものでないもの
 - (2) 意匠権、商標権については、業として輸入されるものでなく、かつ、外国にある者が業として外国から日本国内に他人をして持ち込ませたものでないもの
 - (3) 著作権、著作隣接権については、国内において頒布する目的をもって輸入されるものでないもの
(注) 上記(1)及び(2)における「業として」又は上記(3)における「頒布する目的」に当たるか否かの判断に当たっては、輸入の目的、輸入者等及び仕出人（外国から日本国内に他人をして持ち込ませる行為を行う外国にある者をいう。以下同じ。）の職業又は事業内容、輸入取引の内容、輸入貨物の数量及び状況、並びに過去の輸入実績及び認定手続開始実績等の諸事情を総合的に勘案する必要があります。したがって、輸入貨物の数量が1個であるか複数個であるかは「業として」又は「頒布する目的」に当たるか否かを直ちに決定するものではなく、発見された侵害疑義物品が1個の場合でも、原則として認定手続を執り、輸入者等及び権利者から提出される証拠や意見等に基づき判断することとなります。
 - (4) 権利者から輸入の許諾を得て輸入されるもの
 - (5) 商標権等に係る並行輸入品
 - (6) その他、知的財産侵害物品に該当しないもの
3. 提出いただく書類の例は以下のとおりです。(1)から(5)までに示す書類のうち、あなたが輸入してはならない貨物に該当しないと主張する根拠となるものを提出してください（いずれも写しで可）。
 - (1) あなたが貨物を輸入しようとした経緯及び目的に関する事項を記載した書類
イ あなたが貨物の仕出人との間で、貨物についてやり取りした電子メール、手紙等
ロ あなたが貨物を入手したインターネットサイトにおける注文確定に係る電子メール等
 - (2) あなた及び仕出人の氏名又は名称、住所及び職業又は事業を証する書類
あなた及び仕出人の身分証明書（運転免許証、社員証等）、登記事項証明書等
 - (3) 貨物の性質、形状、機能、品質、用途その他の特徴を記載した書類
商品説明書、設計図面等
 - (4) あなたが貨物を輸入することについて権利者から許諾を得ていることについて記載した書類
 - (5) 上記(1)から(4)までに示す書類のほか、貨物が輸入してはならない貨物に該当しない旨を証する書類その他貨物が輸入してはならない貨物に該当するか否かについて税関長が認定するための参考となるべき書類
イ あなたが貨物を輸入した後に、貨物を譲渡する予定の者がいる場合には、その者の身分証明書（運転免許証、社員証等）、登記事項証明書等
ロ 仕出人が反復継続的に持込み行為をしていないことを記載した書類として、仕出人の情報が確認できるインターネット上のページ等
ハ 上記(1)から(4)までに示す書類を提出できないやむを得ない理由がある場合は、その理由を記載した書類
(注) 虚偽の書類を提出すると、関税法の規定により罰せられることがあります。
4. 表面9.に記載されている期限までは、証拠を提出し、意見を述べるため、貨物の画像情報を電子メールにより送信するよう申し出ることができます。
5. 表面7.の知的財産の内容が、特許権、実用新案権又は意匠権である場合は、一定の期間内、関税法第69条の17第1項の規定により、税関長に対し、特許発明・登録実用新案の技術的範囲又は登録意匠・類似意匠の範囲について、特許庁長官の意見を聴くことを求めることができます。
6. 認定手続は、本通知書の発送から1月以内を目途に行われます。認定手続の結果は、あなたに通知されます。
7. 認定手続中の貨物について、次の処理を行うことができます。
 - (1) 権利者から、貨物の輸入に関する同意書を取得し税関へ提出した場合には、輸入することができます。
 - (2) 貨物の侵害の疑いのある部分について、切除等の修正（簡単に元に戻せる修正は不可）を行うことができます。
 - (3) 貨物を任意放棄することができます。